

## 提出書類作成上の注意点

### 1. 書類の提出について

(1) 提出書類はA4サイズで作成し、ファイル等に綴じて11部（正本1・副本10）提出すること。

※ A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に貼り付けて提出すること。

(2) 提出書類で写しとされているものについては、原本証明をすること。

### 2. 計画地関係

(1) 建設用地は、事業が安定的、継続的に行われるために設置者が所有権を有していることが望ましいが、下記の要件を満たす場合は、借地でも可とする。

① 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記するもの（貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合等、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。）

② 無償貸与若しくは賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されているもの。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されているもの。

(2) 当該計画地の確保が確実であることを確認するため、以下の書類を添付すること。

① 計画地が寄附の場合・・・・・・・・寄附確約書の写し

② 計画地を購入する場合・・・・・・・・売買確約書の写し

③ 計画地が借地の場合・・・・・・・・賃貸借確約書の写し

(3) 当該計画地に根抵当権、抵当権、利用権（第三者による地上権及び賃借権）が設定されている場合は、その権利の抹消が確実であることが確認できる書類を提出すること。

(4) 独立行政法人福祉医療機構から借入を行う場合、借地であっても原則として担保提供する必要があることから、担保提供及び抵当権設定について貸主の承諾書を提出すること。

(5) 施設の建設や運営のためには地域住民等との連携が不可欠であることから、事前に隣接地権者及び自治会・町内会等に説明を行い、その経過書を提出すること。

- (6) 予定地近隣の保育所、幼稚園と事前に協議の上、理解が得られていること。
- (7) 当該土地での事業実施について支障がないかどうかを関係部局等に事前に確認し、「(様式4) 法的制限等の事前協議書」に記載すること。

### 3. 設計関係

- (1) 設備及び各室の面積等が児童福祉施設最低基準に合致することはもとより、建築テーマや理念が明確であること。
- (2) 平面図はA3版で縮尺1/200または1/300で作成し、便器、洗面所等の設備機器についても可能な範囲で記載すること。
- (3) 設計内容について支障がないかどうかを関係部局等に事前に確認し、「(様式4) 法的制限等の事前協議書」に記載すること。

### 4. 資金関係

- (1) 資金収支(見込)計算書については、各応募者の経営方針で計画的な見込みを立て、人員配置、職員採用計画などに基づき作成すること。
- (2) 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2分の1以上に相当する額を確保すること(開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を見込むこと。)
- (3) 施設を新設する場合の市補助金については、国の補助金制度が不透明な状況であり、補助金額が確定できないことから、便宜上、下記の金額で資金計画を立てること。(下記金額は予定であり、国の補助制度の動向により変動します。)

定員	施設整備費補助金額(補助対象経費の1/2相当額)
80名	85,000,000円
90名	94,000,000円
100名	99,000,000円

- (4) 法人自己資金預金残高証明書(全て同一日付のもの)、寄附予定者の寄附確約書等、資金の裏付けとなる資料を必ず提出すること。
- (5) 借入金は、独立行政法人福祉医療機構からのもの、もしくは、独立行政法人福祉医療機構との協調融資に限られるものであること。

(6) 独立行政法人福祉医療機構の融資限度額については、下記の平成22年度基準単価により計算すること。

施設種別		単価
保育所	本体	2,800,000 円
	※乳児室又はほふく室	8,400,000 円
	※夜間保育所	14,700,000 円
	※一時保育事業のための保育室	16,900,000 円
	※特定保育事業のための保育室	16,900,000 円
	※地域子育て支援相談室	23,500,000 円

※は1施設当たりの単価

(7) 独立行政法人福祉医療機構借入金償還計画については、償還期間20年、利息1.6%、初年度は元金償還据置で試算すること。

(8) 補助額及び独立行政法人福祉医療機構の融資限度額については、平成22年度の基準額に基づくものであり、実際はこれらを下回ることがあるため、追加の自己資金等資金確保の見直しが必要になることから、対応方法についても十分検討しておくこと。

※ 上記(5)～(8)の事項については、独立行政法人福祉医療機構と事前協議を行っておくこと。

## 5. 法人関係

(1) 新たに法人を設立しようとする者にあつては、法人設立に関する関係法令等を十分に理解した上で、法人の設立認可要件を満たすことが確実な状態で応募すること。

※ 社会福祉法人の設立認可は、公募において選定された事業予定者に対し、市補助金の内示前に行う予定

(2) 理事会（社会福祉法人を設立しようとする者にあつては、設立準備委員会）の議決等により、正式な意思決定を経て応募すること。

## 6. 保育所運営関係

(1) 保育所保育指針に沿った運営方針・保育計画であることはもとより、地域の保育ニーズに対応した特色ある事業計画等をできる限り具体的に作成すること。